全国がん登録

平成25年12月 「がん登録等の推進に関する法律」

が成立

平成28年 1月 施行予定

- 病院等が、がんの患者を診断した際に届出
- 都道府県を通じて情報を国に集約
- がんの罹患や診療について、詳細な情報を収集
- 個人に関する情報を厳格に保護



がんに係る調査研究に活用し、成果を国民に還元

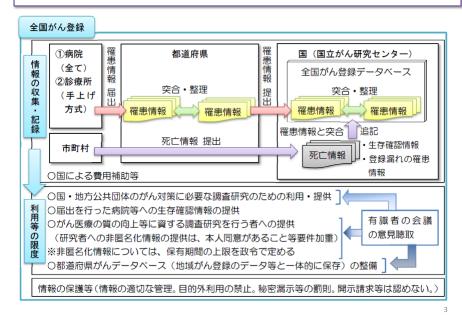
がん登録推進法の概要 1

- ○「全国がん登録」:国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を データベースに記録し、保存すること
- データベースに記録し、保存すること 〇「院内がん登録」:病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、当該 病院において行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保 存すること

基本理念

- 1 全国がん登録:広範な情報収集により、罹患等の状況をできる限り正確に把握する
- 2 院内がん登録:全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、普及・充実を図る
- 3 がん対策の充実のため、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- 4 民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- 5 がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

がん登録推進法の概要 2



がん登録推進法の概要 3

院内がん登録等の推進

院内がん登録の推進、国によるがん治療情報の収集等のための体制整備

人材の育成

全国がん登録等の事務に従事する人材確保等のための必要な研修等

がん登録等の情報の活用

- ○国・都道府県等
 - ⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、 患者等への相談支援
- ○医療機関
 - ⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、 がん医療の質の向上
- ○がん登録等の情報の提供を受けた研究者
 - ⇒がん医療の質の向上等に貢献

国民への情報提供を充実させ、がん医療の質の向上等を図り、 がん対策を科学的知見に基づき実施